

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書	
【提出先】	東北財務局長	
【提出日】	平成25年11月7日	
【会社名】	マックスバリュ東北株式会社	
【英訳名】	MAXVALU TOHOKU CO.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 内田 和明	
【本店の所在の場所】	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	
【電話番号】	018(847)0111	
【事務連絡者氏名】	常務取締役経本部長兼内部統制担当	古谷 憲介
【最寄りの連絡場所】	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	
【電話番号】	018(847)0111	
【事務連絡者氏名】	常務取締役経本部長兼内部統制担当	古谷 憲介
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 1【提出理由】

当社は、平成25年11月7日開催の取締役会において、マックスバリュ北東北株式会社（以下「マックスバリュ北東北」といいます。）との間で、当社を吸収合併存続会社、マックスバリュ北東北を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付け合併契約を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	マックスバリュ北東北株式会社
本店の所在地	岩手県盛岡市菜園一丁目11-5
代表者の氏名	代表取締役社長 加藤 久誠
資本金の額	100百万円（平成25年2月28日現在）
純資産の額	464百万円（平成25年2月28日現在）
総資産の額	2,008百万円（平成25年2月28日現在）
事業の内容	食品スーパーマーケット事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単体業績）

	平成23年2月期	平成24年2月期	平成25年2月期
売上高（百万円）	10,935	11,373	12,014
営業利益又は営業損失（ ） （百万円）	71	101	52
経常利益又は経常損失（ ） （百万円）	69	102	49
当期純損失（ ）（百万円）	254	8	54

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合  
イオン株式会社 100%（本臨時報告書提出日現在）

当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	記載すべき資本関係はありません。
人的関係	記載すべき人的関係はありません。
取引関係	記載すべき取引関係はありません。

### (2) 当該吸収合併の目的

当社は、親会社であるイオン株式会社（以下「イオン」といいます。）を中心とするイオングループのスーパーマーケット事業における東北地区の中核企業であり、秋田県を中心に、青森県、山形県、岩手県及び新潟県において、「マックスバリュ」、「ウエルマート」、「ザ・ビッグ」のストアネームで食品スーパーマーケットを96店舗展開しております。当社は、農産・水産・畜産・デリカを中核部門に位置づけ、イオングループの商品調達機能を活用して、価格競争力を強めるとともに、イオンのブランド「トップバリュ」をはじめとする商品の品揃えを充実させて、お客さまのライフスタイルや生活シーンに応じた商品展開を行っております。

他方マックスバリュ北東北は、平成22年2月にイオンリテール株式会社から食品スーパーマーケット事業を会社分割の方法により承継し、イオンの完全子会社として事業を開始しました。マックスバリュ北東北は、岩手県において「マックスバリュ」のストアネームで食品スーパーマーケットを8店舗展開しており、生鮮食品の店内加工を強化し地場産の商品を積極的に販売するなどの差別化を図ることにより、地域に密着した売場づくりを強みとしております。

両社は、イオングループ企業としてお客さまを中心とする基本理念を共有しながら、同一エリアにおいてそれぞれの特徴に応じた食品スーパーマーケットを展開してまいりました。しかしながら、国内市場が伸び悩み中、食品スーパーマーケット事業を取り巻く環境は厳しく、ドラッグストアやコンビニエンスストアなど業種・業態を越えた競争はより一層激しくなっていくものと思われれます。両社は、このような状況において、同一エリアで良き競争相手として切磋琢磨するよりはむしろ一体となって企業運営を行い、企業競争力を向上させることが最善の方法であるとの認識を共有するに至りました。

本合併により両社が持つ経営資源を統合するとともに、それぞれの企業が有する強みを融合し、店舗運営や商品展開などのノウハウを共有することにより、地域のお客さまにとってより豊かな生活の実現に貢献できる食品スーパーマーケットを実現してまいります。具体的には、当社の強みであるディスカウントストア運営ノウハウや商品調達機能の活用による価格競争力に加え、マックスバリュ北東北が得意とする生鮮食品の店内加工等のノウハウや「トップバリュ」の拡販などにより、お客さまにとってより満足度の高い商品・サービスを提供することが可能になると考えております。また、両社の合併により、本社機能、物流体制や商品調達の統合などのシナジーを創出し、成長性と収益性を兼ね備えた地域に密着した企業を目指してまいります。

さらに、事業基盤をより強固なものとするため、次なる成長戦略としてマックスバリュ北東北のブランドを加えることにより、マーケット環境に適応した店舗開発を強化するとともに、お客さまのニーズを捉えた地域密着型の売場を構築し、お客さまの満足度が圧倒的に高い新生マックスバリュ東北を作り上げ、秋田県、岩手県、青森県、山形県及び新潟県エリアにおける強固な食品スーパーマーケットチェーンの構築を目指してまいります。

### (3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

#### 吸収合併の方法

当社を存続会社、マックスバリュ北東北を消滅会社とする吸収合併方式で行われ、マックスバリュ北東北は解散いたします。

なお、本合併は、存続会社である当社については会社法第796条第3項に定める簡易吸収合併の要件を充足するため、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく行われます。消滅会社であるマックスバリュ北東北については、平成25年12月中旬開催予定の臨時株主総会の決議により、本合併契約の承認を受けた上で行われる予定です。

#### 吸収合併に係る割当ての内容

	当社	マックスバリュ北東北
本合併に係る割当ての内容	1	140.0
本合併により交付する新株式数	普通株式：1,120,000株（予定）	

（注1） マックスバリュ北東北の株式1株に対して、当社の普通株式140株を割当て交付します。

（注2） 当社は、その保有する自己株式を本合併に係る株式の割当てに充当せず、新たに普通株式を発行する予定です。

#### 本合併の日程

取締役会決議日	平成25年11月7日
本合併契約締結日	平成25年11月7日
臨時株主総会開催日（マックスバリュ北東北）	平成25年12月中旬（予定）
本合併の効力発生日	平成26年3月1日（予定）

その他の吸収合併契約の内容

当社及びマックスバリュ北東北が平成25年11月7日に締結した合併契約書の内容は、(6)「合併契約書」をご参照ください。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算出根拠

算定の基礎

当社は、本合併の合併比率（以下「本合併比率」といいます。）の公正性を担保し、妥当性を期すための手続きの一環として、当社及びマックスバリュ北東北から独立した第三者算定機関として山田FAS株式会社（以下「山田FAS」といいます。）を選定し、合併比率の算定を依頼いたしました。

当社は、本合併契約の締結承認の取締役会に先立ち、以下の算定結果を内容とする合併比率算定書を山田FASより受領しております。

山田FASは、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している当社の株式については、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて算定を行いました。なお、市場株価法においては、平成25年10月31日を算定基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社の普通株式の算定基準日における終値、並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価を採用して算定を行っております。

また、マックスバリュ北東北の株式については、同社が非上場会社であり市場株価が存在しないことから、類似会社比較法及びDCF法を用いて算定を行いました。

類似会社比較法においては、マックスバリュ北東北と業種が類似する上場会社の市場株価や収益性等を示す財務諸表との比較を通じてマックスバリュ北東北の株式価値を評価しており、また、DCF法においては、両社の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した将来の財務予測に基づき、両社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析しております。

当社の株式1株当たり株式価値を1とした場合の各手法の算定レンジは以下のとおりとなります。

算定方法		合併比率の算定レンジ
市場株価法 (当社)	類似会社比較法 (マックバリュ北東北)	110.7～140.2
DCF法		132.5～184.8

山田FASは、本合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び市場データ等の一般に公開されている情報、並びに財務、経済及び市場に関する指標等を用いております。また、両社の株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないことを前提としております。山田FASは、算定上採用した各種情報及び資料が正確かつ完全なものであること並びにこれらに含まれる両社の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、当該情報及び資料の正確性、妥当性、実現可能性等について独自の調査・検討等を行っておりません。

算定の経緯

当社は、上記のとおり、山田FASに本合併比率の算定を依頼し、山田FASによる算定結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案して本合併比率の検討を行いました。そして、マックスバリュ北東北との間で本合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本合併比率が妥当であり、当社の株主の利益を損ねるものではないとの判断に至りました。両社は、本合併比率により本合併を行うことにつき、それぞれ本日開催された取締役会の決議に基づき、本合併契約を締結いたしました。

なお、本合併比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合には、両社間の協議により変更されることがあります。

算定機関との関係

当社の第三者算定機関である山田FASは、当社及びマックスバリュ北東北の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

公正性を担保するための措置

当社は、マックスバリュ北東北が当社の親会社であるイオンの完全子会社であることから、本合併における合併比率の公正性・妥当性を担保するため、第三者算定機関である山田FASに合併比率の算定を依頼しております。当社は、山田FASによる算定結果を参考としてマックスバリュ北東北との間で交渉・協議を行い、本合併比率により本合併を行うことを、本日開催の取締役会で決議しました。

他方、マックスバリュ北東北においても、本合併における合併比率の公正性・妥当性を担保するため、本合併の実施にあたり、独自に山田FASとは別の第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として交渉・協議を行い、本合併比率により本合併を行うことを本日開催の取締役会で決議したとのことです。

なお、両社は、第三者算定機関から、合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、当社は、その顧問弁護士事務所である弁護士法人淀屋橋・山上合同より、本合併の手続きや取締役会の意思決定の方法等について法的助言を受けております。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	マックスバリュ東北株式会社
本店の所在地	秋田県秋田市土崎港北一丁目6-25
代表者の氏名	代表取締役社長 内田 和明（予定）
資本金の額	36億85百万円
純資産の額	未定（現時点では確定しておりません）
総資産の額	未定（現時点では確定しておりません）
事業の内容	食品スーパーマーケット事業

(6) 合併契約書の内容は次のとおりです。

#### 合併契約書

マックスバリュ東北株式会社（以下「甲」という）とマックスバリュ北東北株式会社（以下「乙」という）とは、次のとおり合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

#### 第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併をする（以下「本合併」という）。甲及び乙の商号、本店の所在地は以下のとおりである。

（甲）本店：秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

商号：マックスバリュ東北株式会社

（乙）本店：岩手県盛岡市菜園一丁目11-5

商号：マックスバリュ北東北株式会社

#### 第2条（合併対価の交付）

甲は、本合併に際して普通株式1,120,000株を発行し、本合併効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載された乙の株主（甲及び乙を除く）に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式140株の割合を持って割当交付する。

#### 第3条（資本金等の額に関する事項）

本合併により増加すべき甲の資本金は1億円とし、資本準備金及び利益準備金その他の事項については、会社計算規則の定めに従って甲が定める。

#### 第4条（効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2014年3月1日とする。

但し、合併手続進行上の必要性その他やむを得ない事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

#### 第5条（合併承認総会等）

本合併は、会社法第796条第3項に定める場合に該当するため、甲の株主総会における本契約の承認決議を要しない。

また、乙は、2013年12月中旬開催予定の臨時株主総会において、本契約の承認及び本合併に必要な事項についての決議を求めるものとする。

但し、合併手続進行上の必要性その他やむを得ない事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

#### 第6条（資産等の承継）

乙は、2014年2月28日現在の会計帳簿・貸借対照表及び財産目録その他同日現在の計算を基礎とし、一切の資産、負債及び権利義務の全部を、効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

#### 第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各々の財産の管理及び業務の執行を行うものとし、各々の財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め相手方と協議しその同意を得なければならない。

#### 第8条（従業員の承継）

甲は、効力発生日における乙の従業員を全て承継するものとし、従業員に関する取扱いについては別途甲乙協議の上決定する。

第9条（費用負担）

本合併に係る甲の変更登記、乙の解散登記及び乙の解散手続きに必要な費用は、すべて甲の負担とする。

第10条（事情変更）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲乙協議の上、本契約を変更又は解除することができる。

第11条（規定外条項）

本契約に規定するもののほか、法令の規定その他に基づき本合併に関して変更又は協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、円満に解決するものとする。

以上、本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

2013年11月7日

秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
（甲）マックスバリュ東北株式会社  
代表取締役 内田 和明

岩手県盛岡市菜園一丁目11-5  
（乙）マックスバリュ北東北株式会社  
代表取締役 加藤 久誠